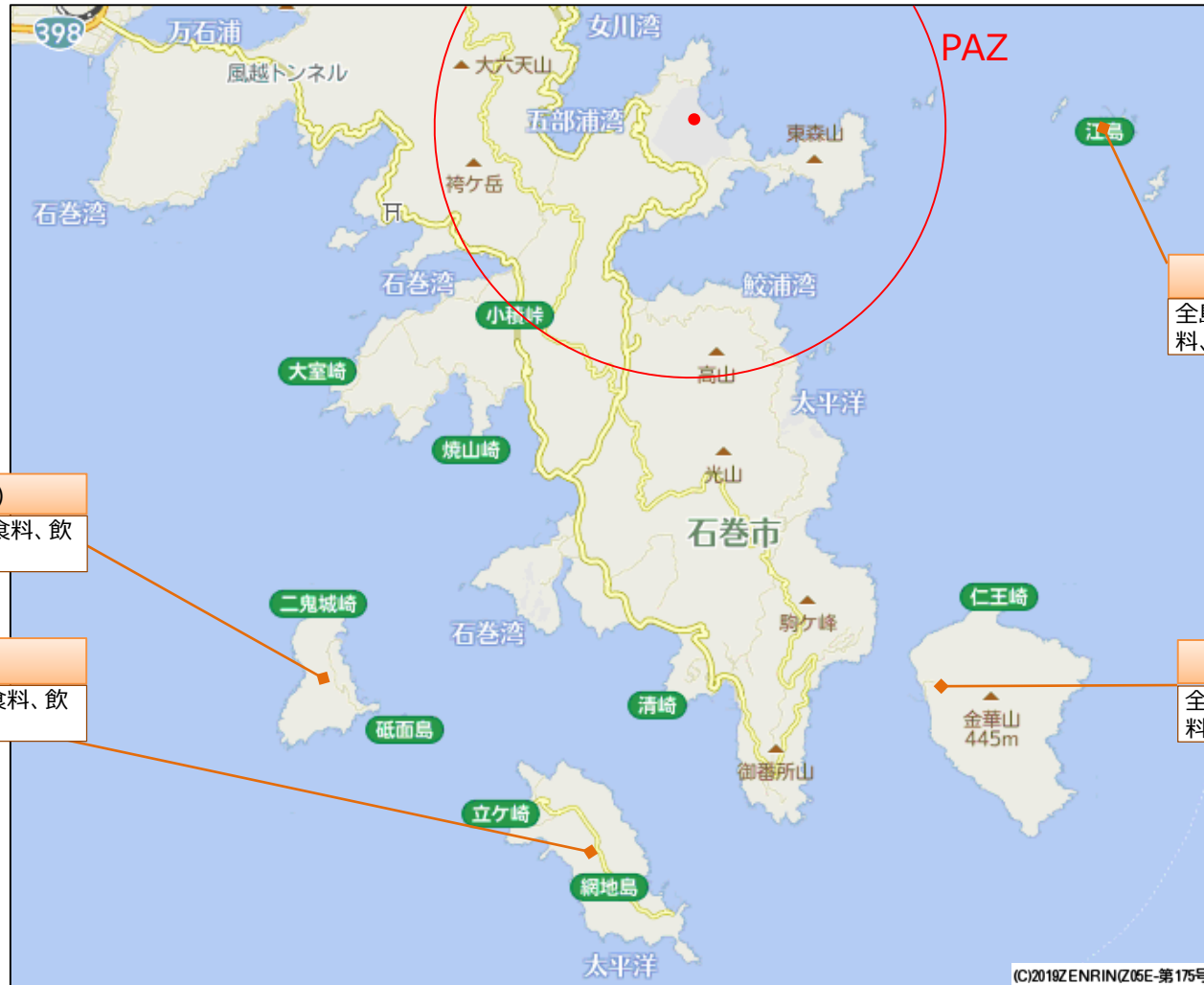


➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



準PAZ内における離島の生活物資等の備蓄・供給体制

- ▶ 全島民を対象にした生活物資（食料、飲料水等）をそれぞれの離島において備蓄。
- ▶ 生活物資が不足する場合は、海路、空路により、必要な生活物資を供給。



※安定ヨ素剤については、それぞれの離島において緊急配布ができるよう、必要数の備蓄を整備中

8. UPZ内における対応

<対応のポイント>

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。